

発委第3号

令和3年3月18日

山都町議会議長 工藤 文範 様

議会運営委員長 藤川 憲治

山都町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

(提出の理由)

男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、押印の義務付けを見直し、改めるものであります。

更に効率的で迅速な議会運営を図るため、議場においてタブレット型端末の活用について必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

山都町議会議長

山都町議会規則第 号

山都町議会会議規則の一部を改正する規則

山都町議会会議規則（平成17年山都町議会規則条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第103条の次に次の1条を加える。

（情報通信端末機器の使用）

第103条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末に限る。以下同じ。）を議場（会議室含む。）に持込み使用することができる。

- 2 議員の情報通信端末機器の使用については、第107条の規定を準用する。
- 3 前2項の規定は、執行部の情報通信端末機器の使用について準用する。
- 4 議長又は委員長は、第107条の規定に反する使用があった場合その他情報通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用の中止を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山都町議会会議規則(平成17年議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故 _____のため出席できないときは、その理由を 付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員 _____が出産のため出席できないときは、<u>日 数を定めて</u> _____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の 住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、押 印しなければ _____ならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補 助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を 付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、<u>出 産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前</u>の日から当該 <u>出産の日後8週間を経過する日までの範囲内</u>において、その期間を明ら かにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>及び請願 者の住所</u> (法人の場合にはその所在地 _____)を記載し、請 願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印し なければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(<u>情報通信端末機器の使用</u>)</p> <p>第103条の2 議員は、<u>情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端 末に限る。以下同じ。)</u>を議場(会議室含む。)に持込み使用すること ができる。</p> <p>2 <u>議員の情報通信端末機器の使用については、第107条の規定を準用す る。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、執行部の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p> <p>4 <u>議長又は委員長は、第107条の規定に反する使用があつた場合その他</u></p>

情報通信端末機器の使用に関し議事に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、使用の中止を命ずることができる。